

# 岐阜県公報

号外 (30) 平成二十七年四月一日

目 次

規 則

岐阜県通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則

(観光誘客課)

一  
ページ

岐阜県規則第六十九号

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十九号

岐阜県通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県通訳案内士法施行細則（平成十八年岐阜県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「岐阜県商工労働部観光交流推進局国際戦略推進課」を「岐阜県商工労働部観光国際局観光誘客課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年四月一日発行

発 行 所 者

岐 阜 県  
県 庁

編 集 岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三  
一 岐 阜 文 芸 社